

契約保証金免除申請書

令和 年 月 日

大阪府知事 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

今般、令和3年度住宅総合管理システムに係る帳票印刷等の単価契約に関し、下記のとおり大阪府財務規則第68条第3号に該当しますので、契約保証金の納付を免除されるよう申請いたします。

記

契約履行年月日	契 約 件 名	契約金額	取引先

◎ この申請書には過去2年間に履行したもののみ記入してください。

(契約保証金の納付等)

第 67 条 令第 167 条の 16 の規則で定める率は、契約金額の 100 分の 5 以上とする。

- 2 第 56 条第 2 項の規定は、契約保証金の場合に準用する。
- 3 契約保証金の納付は、前項に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和 27 年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

(契約保証金の免除)

第 68 条 契約担当者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に府を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき又は特定事業の契約の相手方が特定事業実施会社となる場合において、当該特定事業実施会社を被保険者として保険会社との間に締結された履行保証保険契約の保険金請求権について、当該特定事業の契約に係る府の違約金の債権の担保として質権が設定されたとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第 167 条の 5 又は令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国 (公社、公庫及び公団を含む。) 又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去 2 年の間に全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 普通財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第 67 条関係

- 1 建設工事の契約に係る契約保証金の率は、100 分の 10 以上とする。ただし、特定事業に係る契約保証金の率については、契約金額のうち施設整備業務の対価に相当する金額の 100 分の 10 以上とする。
- 2 長期継続契約を締結する場合に徴収する契約保証金の額は、契約書に契約月額の記事があるときは契約月額に 12 を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上とし、契約書に契約月額の記事がないときは契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上とする。
- 3 契約保証金とは、府が契約を締結する場合に、その完全な履行を確保するため及び債務不履行等の場合に受ける損害の賠償を容易にするため、契約の相手方から徴する保証金をいい、契約を締結する者が既に入札保証金を納付している場合に契約保証金に充当する旨の申出があったときは、府において納付済の入札保証金を、契約保証金に振替を行うものとする。

なお、契約保証金として納付すべき金額と納付済の入札保証金とに差額があるときは、その差額を納付させなければならない。

- 4 契約保証金の取扱いについては、「入札保証金及び契約保証金の事務取扱要領」によらなければならない。

第 68 条関係

1 規則第 68 条第 3 号中「種類」とは、土木一式工事、建築一式工事、アスファルト舗装工事、その他これらに含まれない工事については専門工事（建設業法の別表に掲げるもの）の区分、船舶（建造及び修理）等をいい、物品関係にあつては、知事が指名競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示に掲げる契約の種類をいうものとし、「規模」とは、契約金額を指し、「ほぼ同じくする」とは、契約金額の 7 割に相当する金額以上のものとする。また、「数回以上」とは、2 回以上をいう。ただし、長期継続契約による場合の「規模」の基準となる契約金額は、契約書に契約月額に記載があるときは契約月額に 12 を乗じて得た金額を指し、契約書に契約月額の記載がないときは契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額を指すものとする。

なお、「過去 2 年の間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

2 規則第 68 条第 6 号に該当するものとしては、おおむね次の場合であるが、契約保証金は、契約の相手方の債務不履行等により府が受ける損害をてん補するためのものであるから、免除することが妥当であるかどうか慎重に判断しなければならない。

- (1) 契約金額が 150 万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (2) 国（公社及び公庫を含む。）他の地方公共団体、その他公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (3) 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等の公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結するとき。
- (4) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (5) 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (6) [第 78 条関係第 3 項](#)に規定する公開見積合せの結果に基づき、物品の購入の契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。